第二十九条第一項中「第二百十四条の二第三項」を「第二百十四条の三第三項」に、「並びに第二百三十七条」を「、第二百三十七条及び第二百四十条の二十五」に改め、「第百五十八条第二項」の下に「、第二百四十条の十七及び第三百四十九条第三項において準用する法第二百十四条の三第三項及び第五項、第二百四十条の二十二第一項及び第二項並びに第三百四十九条第五項及び第七項」を加え、同項第三号中「掲げる」を「規定する」に改め、同項第四号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「本店」を「本店等」に改め、同項に次の四号を加える。

五　商品先物取引仲介業者に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限　当該商品先物取引仲介業者の本店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長

六　農林水産省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者に関する農林水産大臣の権限　当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等の所在地を管轄する地方農政局長

七　経済産業省関係商品のみを対象とした特定店頭商品デリバティブ取引に係る特定店頭商品デリバティブ取引業者に関する経済産業大臣の権限　当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等の所在地を管轄する経済産業局長

八　特定店頭商品デリバティブ取引業者であつて前二号に規定するもの以外のものに関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限　当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長

第二十九条第二項中「で商品取引員」を「であつて商品先物取引業者」に改め、同条第三項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「本店」を「本店等」に改め、同条に次の八項を加える。

4　法第二百四十条の二十二第一項及び第二項の規定による権限であつて商品先物取引仲介業者の支店等に関するものについては、第一項第五号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。

5　前項の規定により商品先物取引仲介業者の支店等に対して法第二百四十条の二十二第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた地方農政局長及び経済産業局長は、当該商品先物取引仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6　法第三百四十九条第五項の規定による権限であつて第一項第六号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に関するものについては、同号に規定する地方農政局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長も行うことができる。

7　前項の規定により第一項第六号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に対して法第三百四十九条第五項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査（以下この項、第九項及び第十一項において「検査等」という。）を行つた地方農政局長は、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

8　法第三百四十九条第五項の規定による権限であつて第一項第七号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に関するものについては、同号に規定する経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する経済産業局長も行うことができる。

9　前項の規定により第一項第七号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に対して法第三百四十九条第五項の規定による検査等を行つた経済産業局長は、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

10　法第三百四十九条第五項の規定による権限であつて第一項第八号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に関するものについては、同号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長も行うことができる。

11　前項の規定により第一項第八号に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者の支店等に対して法第三百四十九条第五項の規定による検査等を行つた地方農政局長及び経済産業局長は、当該特定店頭商品デリバティブ取引業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

第二十九条を第五十七条とし、第二十八条を第五十六条とする。

第二十七条中「法人」の下に「又は外国に住所を有する者」を加え、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条の表第百九十二条第一項第三号の項から第百九十三条第一項第三号の項までの規定中「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同項の次に次のように加える。

第百九十五条第一項第四号	破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てを行つたとき

第二十七条の表第百九十六条第三項の項を削り、同表に次のように加える。

第百九十七条第一項第四号	解散したとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）	
	その清算人	その清算人又は本店若しくは主たる事務所の所在する国において清算人に相当する者
第百九十七条第三項	すべての営業所又は事務所	国内におけるすべての営業所又は事務所
第百九十八条第一項	営業所又は事務所	国内における営業所又は事務所
第二百条第三項第一号	代表者	国内における営業所又は事務所の業務を統括する者
第二百十一条第三項	すべての営業所又は事務所	国内におけるすべての営業所又は事務所
第三百三条第一項第三号	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てを行つたとき	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立てを行つたとき

第二十七条を第五十五条とする。

第二十六条第二項中「第二十九条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、「第二百三十七条」の下に「及び第二百四十条の二十五」を加え、同条を第五十四条とし、第二十五条の二を第五十三条とし、第二十五条を第五十二条とする。

第二十四条第六号中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、同条第九号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同条第十号中「（平成七年法律第百五号）」を削り、同条を第五十一条とし、第二十三条を第五十条とし、第二十条から第二十二条までを二十七条ずつ繰り下げる。

第十九条第一号中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改め、「法人」の下に「又は外国に住所を有する者」を、「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同条第二号中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改め、「（他の法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含む。）を保有している関係その他その法人の事業活動を実質的に支配することが可能なものとして主務省令で定める関係をいう。次号において同じ。）」を削り、同条第三号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条を第四十六条とする。